

令和三年十一月

定例島根県議会議案（条例）

参考資料

目 次

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1
県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1
特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	3

令和3年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第136号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第137号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告及び報告を受けて、職員等に対して支給する諸手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 職員、任期付研究員、任期付職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員（以下「職員等」という。）の期末手当の支給割合の改正

ア 令和3年度

(7) (イ)及び(ウ)以外の職員等

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	12月	100分の117.5	100分の107.5
特定管理職員	12月	100分の97.5	100分の87.5

(イ) 再任用職員、再任用教育職員及び再任用教職員（以下「再任用職員等」という。）

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	12月	100分の60	100分の55
特定管理職員	12月	100分の50	100分の45

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員（第136号議案に限る。）

支 給 月	改 正 前	改 正 後
12月	100分の155	100分の145

イ 令和4年度以降

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員等

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の117.5	100分の112.5
	12月	100分の107.5	100分の112.5
特定管理職員	6月	100分の97.5	100分の92.5
	12月	100分の87.5	100分の92.5

(イ) 再任用職員等

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の60	100分の57.5
	12月	100分の55	100分の57.5
特定管理職員	6月	100分の50	100分の47.5
	12月	100分の45	100分の47.5

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員（第136号議案に限る。）

支 給 月	改 正 前	改 正 後
6月	100分の155	100分の150
12月	100分の145	100分の150

(2) 獣医師に係る初任給調整手当の支給期間及び支給月額の限度額の改正
（第136号議案に限る。）

	改 正 前	改 正 後
支給期間	採用の日から13年以内	採用の日から15年以内
支給月額の限度額	50,000円	60,000円

(3) 特別急行列車等の利用に係る通勤手当の特別料金等加算の支給対象職員に父母の介護等やむを得ない事情により住居を移転した職員を加えること。

3 施行期日

令和3年12月1日から施行する。ただし、2の(1)のイ、(2)及び(3)については、令和4年4月1日から施行する。

第138号議案

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

第136号議案及び第137号議案による職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、特別職の職員の期末手当の支給割合について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

期末手当の支給割合の改正

(1) 令和3年度

支給月	改正前	改正後
12月	100分の160	100分の150

(2) 令和4年度以降

支給月	改正前	改正後
6月	100分の160	100分の155
12月	100分の150	100分の155

3 施行期日

令和3年12月1日から施行する。ただし、2の(2)については、令和4年4月1日から施行する。